

別表 1 (第 3 条)

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 5 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 10分の9以内 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 60分の53以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内
補助金の額	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い方の額 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額

その他の事項	<ol style="list-style-type: none">1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの5 附則（平成29年9月15日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。
--------	---